

決 議

豊かで安心な生活を営むことのできる地域社会の形成に向けて、国民皆保険を基盤とした持続可能な社会保障制度の確立は、すべての国民の願いである。

その実現に向けて、法の定めに則り、平成 27 年 10 月に消費税率を 10%に引き上げ、増収分を社会保障財源に充てることは、国民との約束である。

よって、本協議会の総意として、次のとおり要望する。

- 一、現場の意見に即した国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保
- 一、国民と医療機関等に不合理かつ不透明な負担を生じさせている医療に係る消費税問題の抜本的な解決

以上、決議する。

平成 26 年 10 月 29 日

国民医療推進協議会